

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月5日

香川県広域水道企業団企業長 池 豊 人

## 香川県広域水道企業団企業管理規程第23号

### 香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成)</p> <p>第4条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書（香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）第6条第1項の規定によりその作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録の作成を行う場合における当該電磁的記録を含む。次項を除き、以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(電子契約サービスによる事務処理)</u></p> <p><u>第4条の2 前条第1項に規定する電磁的記録には、電子契約サービス（当該電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うことにより契約を締結するためのサービスをいう。以下同じ。）により電子署名を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 この規程に定めるもののほか、契約の締結に関する事務を電子契約サービスにより処理する場合の事務の取扱いその他必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第4条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和8年1月1日から施行する。</p>	